

下呂市地域振興事業補助金

下呂市では地域の自然や産業、文化、人材などの資源を活用した地域活性化や課題解決に向けた取り組みを支援するため、「下呂市地域振興事業補助金」を設けています。多くの団体に活動に取り組んでいただき、地域の活性化につながればと考えています。

【令和6年度 交付予定団体 5団体】

《交付の対象・内容など》

■補助を受けることができる団体

市内に活動拠点を有する団体で、次に掲げる要件を備えるものを対象とします。ただし、政治活動、宗教活動若しくは営利活動を行うものを除きます。

- (1) 市内に活動拠点を置き、主に市内において公益活動を行う団体
- (2) 5人以上の会員等を有し、構成する会員等の過半数が下呂市民であること。
- (3) 団体の設立目的、組織、運営に関する定款（規約、会則等）を有していること。
- (4) 公益活動を継続して遂行できる団体であると認められるもの。
- (5) 年間の活動計画を有し団体の収支が明確であり、適切な会計処理が行われていること。
- (6) 市から他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (7) 過去5年以内に3回以上本補助金の交付を受けていない団体であること。

※自治会が行う事業は対象外となります。

■対象となる事業

市民の福祉の向上及び利益につながり、公益上の必要性が認められる別表1に定める地域づくり事業であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で実施される事業で広く市民に対して実施される事業であること。
- (2) 事業の効果が認められる事業であること。
- (3) 事業の実施計画及び収支計画が明確な事業であること。
- (4) 単年度で実施される事業であること。

【別表1】

1 保健、医療又は福祉の増進を図る事業	8 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
2 社会教育の推進を図る事業	9 国際協力又は国際化の推進を図る事業
3 市民の交流を図る事業	10 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
4 地域間交流を図る事業	11 青少年の健全育成、子育て支援を図る事業
5 文化・芸術・歴史の継承、振興を図る事業	12 情報化社会の推進を図る事業
6 環境の保全、美化を図る事業	13 移住定住の促進を図る事業
7 地域の安全の確保を図る事業	

■対象外となる事業

- (1) 事業の効果が小学校区（令和2年4月以前の小学校区）未満の地域、個人又は団体のみに帰属する事業である場合
- (2) 市の財源による他の補助金等の給付を受けている事業の場合
- (3) 単に物品販売や営利のみを目的とし、公益性を欠く事業である場合
- (4) 施設等の維持管理又は修繕を主たる内容とする事業である場合
- (5) 先進地等視察及び各種会議や大会への出席ならびに交流にとどまる事業である場合
- (6) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (7) その他補助することが適当でないと認められる事業

■補助対象となる経費

補助金の交付の対象となる事業に要した経費のうち補助対象となる経費は次のとおりです。

経費項目	説明
賃 金	労務の提供等によって受けた便益などに対する代償としての経費 (補助対象団体の構成員に対する賃金を除く。)
報 償 費	講演会、講習会、研究会等を行う場合における講師に対する謝礼等 (補助対象団体の構成員に対する謝礼を除く。)
旅 費	講師等の交通費の実費相当額
消 耗 品 費	1万円未満の物品、材料等の購入に要する費用
燃 料 費	自動車や機械の燃料費
印刷製本費	チラシ、パンフレット、資料等の印刷及び製本に要する費用
通信運搬費	郵送料や電話料、インターネット等通信料 (実施事業と区別できない電話料及びインターネット等の通信料は除く)
保 険 料	補助対象事業の実施に伴う傷害又は損害を対象とする賠償保険加入に要する費用
手 数 料	周知のためのチラシ新聞折込料 等
広告宣伝費	事業の実施に必要な情報を発信するために必要な経費
委 託 料	専門的知識、技術等を要する業務の委託に係る費用
使用料及び賃借料	会場等の使用料、車両及び機材の借上料 等
原 材 料 費	原材料の購入に要する費用
備品購入費	事業実施に必要不可欠でかつ3年以上継続的に実施するために必要な備品の購入費
その他の経費	その他審査会による審査の結果を踏まえ市長が補助対象事業の実施に必要と認められた費用

※団体の運営に係る経費は対象となりません。

■補助金額

補助対象経費の5分の4以内(限度額・・・20万円)

※補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じた場合、その同額を補助対象経費より減額します。

■申請方法

所定の様式で申請していただきます。各振興事務所までご申請ください。

■申請書類

所定の様式に関係書類を添えて地域振興課または各振興事務所までご提出ください。

- ①地域振興補助金交付申請書(様式第1号)
- ②地域振興補助金収支予算書(様式第2号)
- ③地域振興補助金団体概要調書(様式第3号)

【提出期限：令和6年5月20日(月)まで】

■申請から補助金交付までの流れ

- ①申請していただいた事業を、「補助金の目的に合致しているか」「公共性、公益性は確保されているか」「広く市民の参加が可能か」「経費は適正か」などの点について審査を行います。

※交付決定より前に事業を開始しないようご注意ください。

【お問合せ】下呂市役所 地域振興部地域振興課 電話：23-3777